

審 第 1 6 2 5 号  
答 申 第 4 7 9 号  
平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日

千葉県病院局長 矢島 鉄也 様

千葉県情報公開審査会

委員長 荘司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 7 年 5 月 1 8 日付け精医セ第 1 1 6 号による下記の諮問について、  
別紙のとおり答申します。

記

諮問第 5 7 3 号

平成 2 7 年 4 月 2 3 日付けで異議申立人から提起された、平成 2 7 年 3 月 9  
日付け精医セ第 5 0 5 号で行った行政文書不開示決定に係る異議申立てに対す  
る決定について

答 申

第 1 審査会の結論

千葉県病院局長（以下「実施機関」という。）の決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成 2 7 年 1 月 6 日付けで千葉県情報公開条例（平成 1 2 年千葉県条例第 6 5 号。平成 2 8 年千葉県条例第 1 5 号による改正前のもの。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対し、行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容（本件請求のうち諮問に係る部分のみ記載）

「④千葉県精神科医療センター（以下「センター」という。）で職員からの営利企業等従事許可願の提出を受けて開催する院内局部長会議（以下「局部長会議」という。）その他これに類するものについての情報一切。個別の会議記録を含む。ただし、精医セ第 3 0 0 号で開示された文書自体は除く。

開示であれ部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。なお、非開示・部分開示・不存在・存否応答拒否・適用除外の部分については、全てその通知が必要です。請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。また、事案の移送もお願いいたします。」（以下「本件請求内容」という。）

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る文書を保有していなかった。

#### 4 実施機関による決定

実施機関は、平成27年3月9日付け精医セ第505号により行政文書不開示決定（以下「本件決定」という。）を行った。

#### 5 異議申立て

異議申立人は、本件決定を不服として、平成27年4月23日付けで異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件決定を取り消して、請求に係る文書を特定した上で、請求した情報を全部開示するとの決定を求める。

#### 2 異議申立ての理由

文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書が情報公開の適用除外であるとの判断が違法である。

#### 3 意見書の要旨

##### (1) 精医セ第300号で部分開示された行政文書及び文書の特定不備

精医セ第300号とは、本件の異議申立人が、以前に、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条に規定される書類一切を開示請求した際の決定通知書の書類番号である。つまり、実施機関は、職員から実施機関に提出された営利企業等への従事許可申請書、実施機関から職員に宛てた営利企業等への従事許可、それらの添付文書としての講演会の案内文や教員になってほしい旨の依頼文書等のみを資料（以下「当該会議資料」という。）として局部長会議を行っているそうである。

しかし、当該会議資料のみで当該職員と依頼団体との間に利害関係がないことを確認することはできず、当該会議資料以外の文書が存在すると推認される。それにもかかわらず、不存在であるとは、第一に、条例の適用除外が想定される。そこで、地方公務員法第38条に規定される営利企業等への従事許可の可否を検討する院内会議で使用された時点でメモ書きであっても当然に情報公開の対象文書となるはずである。

また、当該会議資料によれば、局部長会議の日程が変更になったこともあるため、その日程変更を、会議に参加する職員に知らせる文書、その変更理由、変更を申し出た文書等も対象として特定すべきである。

## (2) 文書の探索

本件の対象となる行政文書が本当にはないのか審査会には実施機関に対して立入調査をしていただきたい。

また、万一、実際に不存在であっても、利害関係の有無の調査をした証拠が残っていないのであるから、行政文書作成の勧告を出していただきたい。

資料3枚が当該会議資料の1件分である。たったこれだけの書類でどうして利益相反関係を判断できようか。なお、この営利企業等従事許可願には「注 関係書類を添付すること。」と注意書きしてあるにもかかわらず、関係書類は、添付されていなかった。このこともまた公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）や条例第1条に反する。利益相反の判断根拠とともに、関係書類の添付欠落に対しても、行政文書作成の勧告を出していただきたい。

## 第4 実施機関の説明要旨

### 1 行政文書開示請求及び対象文書の特定について

実施機関では、本件請求の対象となる行政文書は、不存在であるとした。

### 2 対象行政文書の内容

本件決定で不開示とした行政文書は、営利企業等従事許可願の提出を受けて開催する局部長会議その他これに類するものについての情報一切である。

### 3 不開示の理由について

不開示理由を再検討した結果、精医セ第300号で開示した行政文書以外で営利企業等従事許可願の提出を受けて開催する局部長会議その他これに類するものはなく、開示請求に係る行政文書を保有及び作成していない。よって、行政文書は不存在である。

#### 4 異議申立ての理由について

異議申立人は、文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書が情報公開の適用除外であるとの判断は違法である旨主張する。

しかしながら、上記3で説明するとおり、対象となる行政文書についての情報を保有及び作成していないため、異議申立人の主張には理由がない。

#### 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

##### 1 本件請求内容に係る行政文書について

実施機関は、本件請求内容に係る行政文書(以下「本件請求文書」という。)は、不保有であるとして不開示とする本件決定を行った。

そこで、実施機関の本件請求文書の保有の有無について、以下検討する。

##### 2 本件請求文書の保有の有無について

- (1) 本件請求内容及び異議申立人の意見書の記載を勘案すると、異議申立人が開示を求める文書は、局部長会議その他これに類するものにおいて、地方公務員法第38条の規定によって提出された営利企業等従事許可願を承認するか否かを検討したことに係る文書であると思料される。

一方、実施機関は、理由説明書において、職員からの営利企業等従事許可願の提出を受けて開催する局部長会議その他これに類するものについての情報は、精医セ第300号で開示した行政文書以外は保有していないため、開示請求に係る行政文書は不存在であると主張している。

そこで、当審査会が事務局職員をして実施機関に説明を求めさせたところ、以下のことを確認した。

ア 局部長会議(平成26年度にセンター内で業務の見直しを行い、現在は「経営戦略会議」という。)は、センターの管理運営に関する重要事項を審議することを目的として、また、運営会議は、センター各部門間の連絡調整を密にし、能率的な運営を図ることを目的として毎月開催されている。

イ 営利企業等従事許可願については、平成26年度の途中まで、局部長会議又は運営会議において承認した後、起案・決裁によって許可をしていた。

ウ そして、営利企業等従事許可願は、学校の非常勤講師や特定の営利企業等のセミナーなど、頻繁かつ定例的な依頼が大半を占めるため、局部長会議又は運営会議の際に、担当者が口頭で報告し、審議検討され承認を得ており、特に会議のためだけの資料は作成していなかった。

(2) また、本件請求文書の存在について、当審査会が事務局職員をして実施機関の書庫及び上記会議の簿冊内を探索させたところ、その存在は確認できなかった。

したがって、上記(1)アからウの会議の運営方法及び文書の探索の結果から、本件請求文書を保有していないとの実施機関の説明に不自然・不合理な点はなく、実施機関は本件請求文書を保有していないと認められる。

よって、実施機関の本件決定は、妥当であると判断する。

### 3 異議申立人の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

### 4 結論

以上のとおり、実施機関の本件決定は妥当である。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年 5月18日	諮問書の受理
平成27年 6月18日	実施機関の理由説明書の受理
平成27年 7月10日	異議申立人の意見書の受理
平成28年10月28日	審議
平成29年 2月24日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
横田 明美	千葉大学法政経学部准教授	部会長職務代理者

(五十音順)